

凡例及び説明

1. 統計表のうち、略称は次のとおりである。

現金給与額のうち	総 額……定期給与と特別給与との合計
	定 期……定期給与（きまって支給される給与）
	特 別……特別給与（特別に支払われた給与）
実労働時間数のうち	総 数……所定内労働時間数と所定外労働時間数の合計
	所定内……所定内労働時間数
	所定外……所定外労働時間数

2. 統計表の産業名のうち、製造業及びサービス業の中分類については、次のような略称を用いた。

略 称	中 分 類	略 称	中 分 類
F 09・10 食料品・たばこ	食料品製造業、飲料・ たばこ・飼料製造業	F 22 窯 業 ・ 土 石	窯業・土石製品製造業
F 11 織 維	繊維工業	F 23 鉄 鋼	鉄鋼業
F 12 衣 服	衣服・その他の繊維製 品製造業	F 24 非 鉄 金 属	非鉄金属製造業
F 13 木 材	木材・木製品製造業	F 25 金 属 製 品	金属製品製造業
F 14 家 具	家具・装備品製造業	F 26 一 般 機 械	一般機械器具製造業
F 15 パ ル プ ・ 紙	パルプ・紙・紙加工品 製造業	F 30 輸 送 用 機 器	輸送用機械器具製造業
F 16 印 刷	印刷・同関連業	Q 80 専 門 サービス 業	専門サービス業（他に 分類されないもの）
F 17 化 学	化学工業	Q 84 娯 楽 業	娯楽業
F 19 プ ラ ス チ ッ ク	プラスチック製品製造業	Q 86・87	自動車整備業・機械修 理業・表具業・その他
F 20 ゴ ム	ゴム製品製造業	自動車整備・ 機械等修理業	の修理業

3. 実質賃金指数は、次により算出した。

$$\text{実質賃金指数} = \text{名目賃金指数} \div \text{岡山市消費者物価指数(持ち家の帰属家賃を除く総合)} \times 100$$

4. 統計表の符号は、次のとおりである。

- 「－」……該当数字なし。
「X」……集計事業所数が少数のため公表しない。

5. 鉱業及び不動産業は、調査事業所数が少ないため表章産業としていない。

6. 産業中分類別統計表の新設産業のみ平成16年実数了新産業分類で再集計した数値を掲載した。 なお、再集計した結果、新産業分類に接続していない分類は数値を掲載していない。